

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 徴収猶予の特例措置

収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予を適用できる特例が設けられる予定です。

(令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来するものについて適用)

現状（財産の損失が生じていない場合）（注）	特例（案）
○事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予する。	○令和 2 年 2 月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20% 以上の減少）した場合について、徴収を猶予する。
○原則として、担保の提供が必要。	○担保は不要。
○延滞金は軽減（年 1. 6 %）	○延滞金は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除

今回の県税条例の一部改正では、現状の徴収猶予について定めた手続規定を、今回の特例に準用するための、必要な規定の整備を行うこととします。（付則第 27 条関係）

(2) 不動産取得税の特例措置

中古住宅を耐震改修して入居した場合の不動産取得税の減額に関する特例措置について、取得の日から 6 月以内に居住の用に供することを求める適用要件を弾力化し、一定の要件を満たす場合には、入居が 6 月経過日後になった場合においても認めることとします。（令和 3 年度末入居分までの特例措置）（付則第 28 条関係）

3 施行期日

公布の日

※地方税法等の一部を改正する法律の公布日に合わせて公布する予定です。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、徴収猶予および不動産取得税について必要な規定の整備を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための徴収猶予の特例措置について、必要な規定の整備を行うこととします。（付則第 27 条関係）
- (2) 耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の減額等について、新型コロナウイルス感染症等の影響により耐震改修をして当該住宅をその取得の日から 6 月以内に居住の用に供することができない場合における特例措置を講じることとします。（付則第 28 条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
付 則	付 則
第1条から第26条まで 省略	第1条から第26条まで 省略
(新設)	<p><u>(法附則第59条第1項の規定による徴収猶予に係る特例)</u></p> <p><u>第27条 法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予をする場合における第8条の3第8項の規定の適用については、同項中「第15条の2第8項」とあるのは、「第15条の2第8項（法附則第59条第3項において準用する場合を含む。）」とする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）</u></p> <p><u>第28条 第39条の12第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第10項第1号に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第39条の15の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」と</u></p>

あるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第39条の13第1項および第39条の15の2第3項の規定について、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条の13第1項	1年6月以内、同項 第2号	当該土地の上にある 耐震基準不適合既存 住宅の耐震改修（同 条第10項第1号に規 定する耐震改修をい う。以下この項にお いて同じ。）の日後 6月以内の日まで、 同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上に ある耐震基準不適合 既存住宅の耐震改修 の日後6月以内の日 まで
第39条の15の2第3 項	6月以内	同項の耐震改修の日 後6月以内の日まで